

東日本大震災復興構想会議 第13回資料

「宮城県における復興への取組状況について」



宮城県知事 村井嘉浩
平成23年11月10日

1 被害の状況

(1) 人的被害 (平成23年11月4日現在)

死者 9,498人、行方不明者 2,006人

(人的被害は全国の被害者総数の約59%に相当)

(2) 住家被害 (平成23年11月4日現在)

全壊 77,021棟 半壊 93,378棟

(住家被害は全国の被害総数の約55%に相当)

参考	新設住宅着工戸数 (平成22年度)		
宮城県	12,622戸	全国	819,020戸

(3) 避難状況 (平成23年11月2日現在)

避難所数 13施設 避難者数 201人

(最大時 避難所数1,183施設、避難者数320,885人(3/14))

(4) 浸水面積 327km²

(浸水面積は全体の約58%に相当)

※青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の

6県合計の浸水面積：561km²



避難所の様子 (南三陸町)



(5) 被害額 (平成23年10月20日現在 継続調査中)

ア. 産業被害額 1兆9,630億円

- 農林水産関係 1兆2,280億円
 - ① 農業関係 (農地・農業施設・農作物等) 5,144億円
 - ② 畜産関係 (畜舎・家畜・畜産品等) 50億円
 - ③ 林業関係 (林道・林地・治山施設等) 139億円
 - ④ 水産業関係 (水産施設・漁港・漁船等) 6,947億円
- 工業関係 5,900億円
- 商業関係 1,450億円

イ. 建築物 (住宅関係) 被害額 3兆9,036億円

ウ. 公共土木施設・交通基盤施設被害額 1兆 78億円

エ. その他の被害額 5,037億円
(ライフライン・保健医療福祉・文教・公共施設等)

被害額(ア~エの合計)は、**7兆3,781億円**



2 震災復興計画の策定

(1) 宮城県震災復興計画

■ 策定の趣旨

東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた本県の今後10年間における復興の道筋を示すもの。復興を成し遂げるには、従来とは異なる新たな制度設計や手法を取り入れることが不可欠であるため、「**提案型**」の計画として策定。

■ 復興の基本理念

基本理念 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

基本理念 2

県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興

基本理念 3

「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

基本理念 4

現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

基本理念 5

壊滅的な被害からの復興モデルの構築

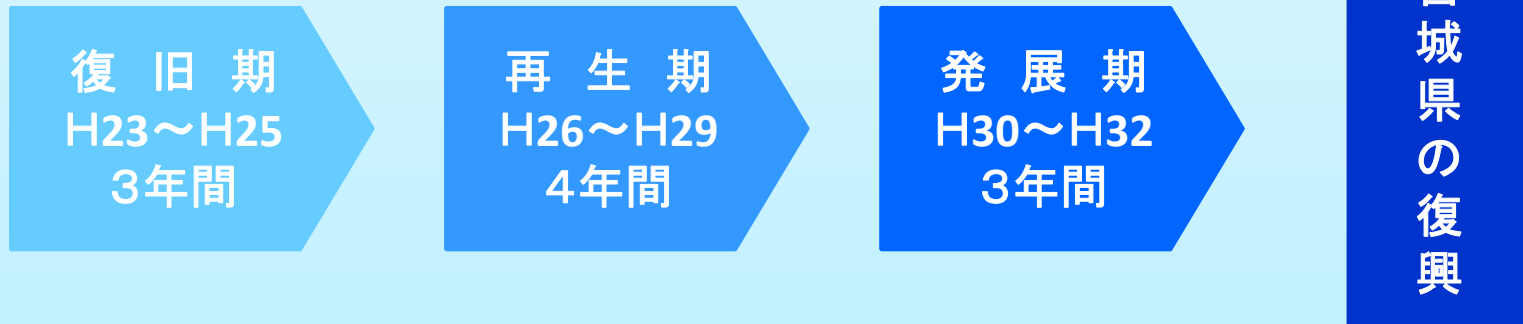
■ 策定スケジュール

- 4月 宮城県震災復興基本方針(素案)策定
- 5月 第1回宮城県震災復興会議
(8月までに4回開催)
- 7月 パブリックコメント実施
県民説明会
- 8月 宮城県震災復興計画(案)策定
- 9月 9月定例県議会 上程 →議決(10月)



■ 計画期間

復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分する。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつける。



■ 復興のポイント（提案型の復興計画 “鍵は財源と制度の拡充”）

1. 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
2. 水産県みやぎの復興
3. 先進的な農林業の構築
4. ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
5. 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
6. 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
7. 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
8. 災害に強い県土・国土づくりの推進
9. 未来を担う人材の育成
10. 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

(2) 市町の震災復興計画策定状況

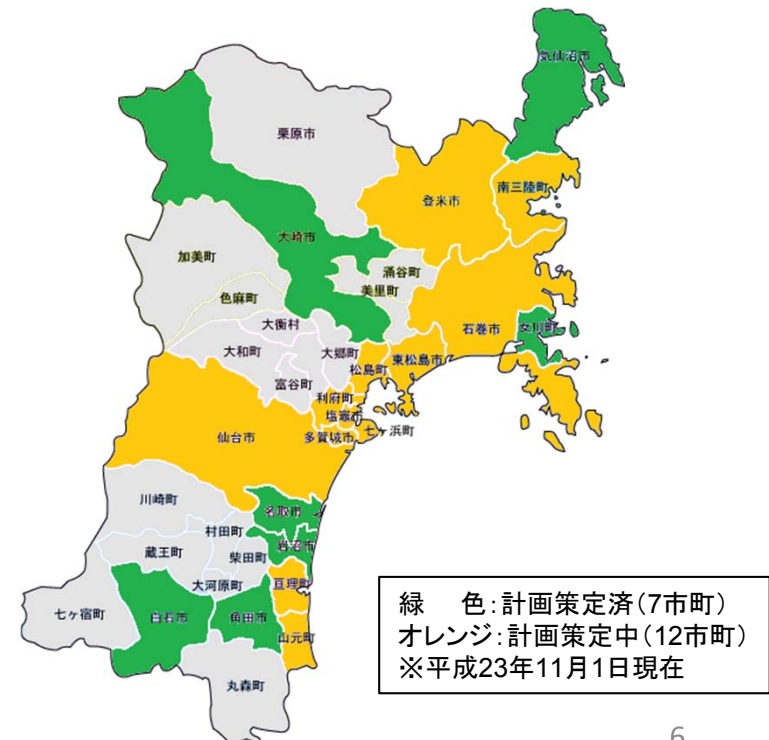
沿岸部15市町、内陸部4市町で震災復興計画を策定(予定)。平成23年11月1日現在、7市町で計画策定済。

宮城県は、震災直後から沿岸被災市町の復旧・復興・発展の方向性を示す「復興まちづくり計画(案)」を作成するなど、被災自治体を支援している。

市町	策定期期	策定済	「減災」の考え方を反映した事業
岩沼市	平成23年8月7日	○	多重防御機能の整備、沿岸部に避難場所の確保、津波の力を減衰させる津波よけ「千年希望の丘」
角田市	平成23年8月25日	○	
女川町	平成23年9月	○	高台に住宅地を確保、避難場所・避難ビル・避難路の整備、内陸部に防災道路を整備
白石市	平成23年9月30日	○	
気仙沼市	平成23年10月7日	○	防災集団移転事業、避難ビルを併用した高層階への居住
名取市	平成23年10月	○	防災集団移転事業、被災市街地復興土地地区画整理事業、多重防御、高台避難場所等の確保
大崎市	平成23年10月	○	
登米市	平成23年11月予定		
七ヶ浜町	平成23年11月予定		多重防御(防潮堤、堤防のかさ上げ、防災林の設置等)
仙台市	平成23年11月予定		多重防御による総合的な津波対策、集団移転
塩竈市	平成23年11月予定		防潮堤の整備、幹線道路に堤防機能付与、安全な避難場所・避難経路の整備
多賀城市	平成23年12月予定		多重防御(防潮堤・防災林の整備促進等)
石巻市	平成23年12月予定		防災集団移転促進事業等による集落の整備
東松島市	平成23年12月予定		多重防御施設の構築、避難場所・避難構造物・避難路等の確保、安全な高台等への集団移転
松島町	平成23年12月予定		防潮堤のかさ上げ、避難路の強化、避難施設の配置等
利府町	平成23年12月予定		
亘理町	平成23年12月予定		多重防御(防潮堤の整備、防潮林と人工丘の整備、避難道路整備等)、防災集団移転促進事業
山元町	平成23年12月予定		多重防御(防潮堤、防災緑地、高盛土構造とした幹線道路など)
南三陸町	平成23年12月～平成24年3月予定		市街地及び集落の高所移転 避難路、人工的避難施設(避難塔など)の整備

「復興への提言」からの取組 地域づくりの考え方 ①「減災」という考え方

各市町の復興まちづくりでは、ハード面だけで防災を目指すことに限界があることを踏まえて、住宅地の高台移転や道路等を盛土構造にして堤防の役割を持たせたりするなどのハード面の整備とあわせて、避難情報の伝達や避難路の確保などのソフト対策を組み合わせる「減災」の視点を取り入れた検討が行われている。



3 被災地域における復興への取組状況について

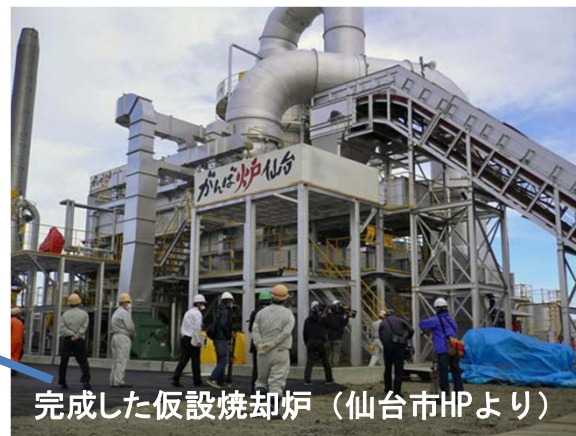
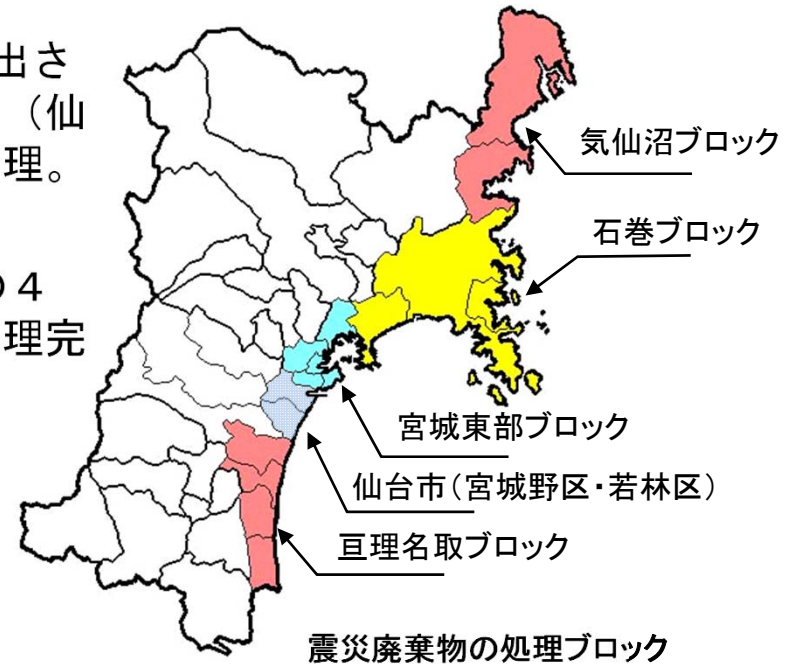
(1) 災害廃棄物（震災がれき）

- ・ 災害廃棄物の発生量は約1,800万トン（県内で排出される一般廃棄物の23年分）。県では、ブロック毎（仙台市を除く）に処理計画を定め、災害廃棄物を処理。
- ・ 概ね1年を目標として被災地から搬出し、県内の4つのブロックに建設する処理施設で3年以内の処理完了を目指す。
- ・ 11月1日現在の処理状況（環境省資料より）

沿岸市町のがれき推計量	約1,569万トン
仮置場への搬入済量	約913万トン
推計量に対する搬入済量の割合	約58%

※がれき推計量から、家屋等の解体が必要ながれきを除いたがれきの推計量に対する搬入済量の割合 99%

仙台市 震災がれきの焼却処理が始まる
10月1日から市内の2ヶ所の震災がれきの搬入場でリサイクルできない木くずなどの可燃物の焼却を開始。12月から稼働する他1ヶ所の焼却炉と合わせて3台で処理を行い、H25年度末までに処理完了予定。



(2) 応急仮設住宅

・建設状況

第1次から第16次までの着工分として15市町（400団地）22,042戸を着工。

11月3日に女川町の1団地が完成し、400団地全ての応急仮設住宅が完成。

最初の完成引渡は、4月28日（13市町 1,312戸）。

・入居状況（平成23年11月1日現在）

応急仮設住宅（建設分）20,467戸（入居者数51,759人）

入居率 93.5%（11月1日時点 完成戸数21,899戸）

民間賃貸住宅の借上等 25,662戸（入居者数69,760人）

・寒さ対策

応急仮設住宅は寒冷地仕様で建設しているが、追加の寒さ対策工事（外壁への断熱材等追加・窓の二重サッシ化・玄関先への風除室整備等）を10月24日から着手し、12月中の完成を目標に取り組んでいる。

建設された応急仮設住宅への暖房器具の設置については、各市町と入居者のニーズを確認したうえで市町を通して設置予定。民間賃貸住宅に対しては、NPO等民間支援団体との連携による配布を検討している。



(3) 公共土木施設 (交通・物流関連)

緑:宮城県主体、青:市町主体、オレンジ:民間主体の取組

「復興への提言」からの取組 地域経済活動を支える基盤の強化

災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備などを着実に進めることとしている。
 一日も早く安全・安心な生活を取り戻すため、まずは被災した道路の復旧や港湾、空港などの早期復旧に取り組み、道路については大部分で通行できるようになった。残る箇所については、大規模被災箇所を除き年内の復旧を目指している。

津波の影響による落橋の復旧

平成23年10月7日津波の影響により落橋し通行止めとなっていた新北上大橋等の仮橋の供用開始。※震災の影響で落橋した12橋全てが通行可能となった。

宮城県 公共土木施設復旧・復興の工程表

各公共土木施設の復旧・復興の工程表を作成(4月21日公表、9月7日更新)。
 復旧工事は原則3ヶ年以内で、浸水地域においてまちづくりと調整が必要な箇所は概ね5ヶ年で完了を目指す。



復旧状況 (新北上大橋)

仙台港の復旧

平成23年6月からコンテナ船の入港・出航が再開。
 9月5日ガントリークレーン2号機共用再開。
 9月30日より外貿定期コンテナ航路が再開。



仙台塩釜港コンテナターミナル
 ガントリークレーン2号機稼働再開



平成23年9月25日
 仙台空港ビル完全復旧・国際定期便再開

仙台空港関連施設の復旧

7月25日から国内航空路線(定期便)全線運行再開。
 9月25日仙台空港ビルが完全復旧。国際定期便も再開。
 10月1日仙台空港アクセス鉄道が全線再開。



復旧状況 (仙台空港ビル)

(4) 農林水産業

「復興への提言」からの取組 地域経済活動の再生 ②農林業 ③水産業

農地の面的な集約や6次産業化などを積極的に進め、競争力のある農業の再生・復興を推進するとともに、水産業の復興と発展に向けて、法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進し、これに伴う雇用の場を創出する。

まずは、営農・水産業再開に向けたがれきの撤去や農産物直売所の経営支援、漁港等の機能回復に向けた応急整備等に取り組んでいる。

宮城県 早期営農再開支援センターの設置 被災農業者への総合的支援のワンストップ窓口として「東日本大震災早期農営再開支援センター」を設置。

宮城県 「放射能情報サイトみやぎ」を公開 9月28日県内の放射線・放射能に関するポータルサイトを公開。



気仙沼市 震災後初の冷凍工場再開

津波で大きな被害を受けた気仙沼市内にあった34箇所の冷凍工場のひとつが震災後はじめて操業を再開した(10月31日)。



冷凍工場の操業再開 (気仙沼市提供)

石巻市・女川町など 魚市場の再開

7月12日石巻市で魚市場が再開(11月1日には応急テントから仮設市場に移転)。7月1日女川町で魚市場が再開。このほか、塩竈、気仙沼、亘理、志津川でも再開。閉上は10月24日からせりを再開。



魚市場の再開 (7/1 女川町)

山元町 仮設の農産物直売所オープン 震災による津波で流出した山元町の農産物直売所「夢いちごの郷」が町内の幹線道路沿いの民有地に仮設店舗をオープン。町内の野菜やジャムなどの農産加工品が並ぶ。



農産物直売所の再開 (山元町提供)

(5) 商工観光・雇用等

「復興への提言」からの取組 地域経済活動の再生

ものづくり産業の早期復興に向けた支援や自動車関連産業等の更なる誘致を進めるとともに、次代を担う新たな産業の集積・振興等を図り、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、第一次産業から第三次産業までバランスのとれた産業構造を創造する。

まずは、被災した企業の早期事業再開への支援と失われた雇用の回復に取り組んでいる。

宮城県 緊急雇用創出事業の取組

市町村と連携して雇用創出を図った。仮設住宅の見守り事業などが実施され、10月1日現在で8,706人の求人、6,694人の雇用実績となっている。

中小企業基盤整備機構 仮施設設整備事業

中小企業等の早期事業再開のため、市町と協議しながら仮設店舗・工場を整備。仙台市等7市5町で実施中。

東北六魂祭（仙台市）



仙台市 東北六魂祭 7月、仙台市勾当台公園などで東北六魂祭を開催。東北6県を代表する祭りの数々が一堂に会する初の試みで人出は36万人を超えた。

福興市（南三陸町）



南三陸町「福興市」の開催

大津波で壊滅した南三陸町の商店主や地元の有志が町の復興を目指して青空市を開催(4月末から11月までに7回開催)。全国の朝市のネットワークや近隣の自治体、観光物産協会などの支援により、全国各地の特産品や日常雑貨が並ぶ。

宮城県 被災者等合同就職面接会の開催

9月、震災で離職・廃業された方や採用内定の取り消しを受けた新規卒者等を対象に合同面接会を開催。仙台・気仙沼・石巻で185社・647人が参加。



就職面接会（仙台市）

(6) 被災者支援

「復興への提言」からの取組 地域における支えあい学びあう仕組み

仮設住宅等で生活している被災者を対象として、保健師や生活支援相談員による見守りや健康管理、心のケアなどの支援を行っている。

また、NPOやボランティアの協力を得て、仮設住宅等での住民同士の交流によって、新しいコミュニティを基盤とした助け合いや支えあいが生まれるように支援を行っている。

宮城県 サポートセンター支援事務所

仮設住宅の見守りや生活・健康相談、子育て広場や介護予防教室、サロン活動などを行う「仮設住宅サポートセンター」は11市町で39ヶ所開設済（11月7日現在）。

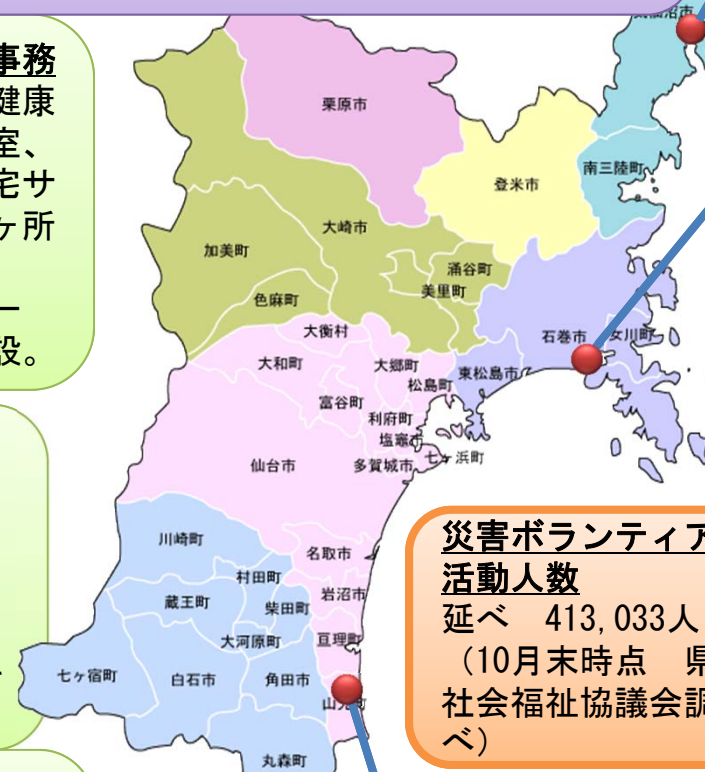
県では市町のサポートセンターを支援する事務所を9月5日に開設。

宮城県 生活支援相談員の配置

仮設住宅等で暮らす被災者を支援する約280名の「生活支援相談員」を各市町の社会福祉協議会に配置することとしており、グループワークを通じた被災者との信頼関係の構築方法等の研修を実施している。

宮城県 「東日本大震災みやぎこども育英募金」

多くの親を失った子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう支援するための資金等に活用する（10月19日現在で寄せられた寄付金1,294件、約14億円）



気仙沼市 仮設住宅夕食懇談会

気仙沼市は、仮設住宅の地域コミュニティ形成のため、6月中旬からボランティア団体の協力を得て「仮設住宅夕食懇談会」を開催している。



仮設住宅夕食懇談会（気仙沼市提供）

石巻市 仮設住宅循環バスの運行

仮設住宅の入居者の通勤や高校生の通学、買い物、病院通いの通行手段として活用してもらうため、9月1日から循環バス（石巻市内仮設住宅循環線、計6便）を運行。



仮設住宅循環バス（石巻市提供）

災害ボランティア活動人数

延べ 413,033人
（10月末時点 県社会福祉協議会調べ）

山元町 地域サポートセンター設置

10月1日、仮設住宅の集会所に併設する地域サポートセンターがオープン。仮設住宅の中・高年層の単身者等の孤独死、身体機能の低下を防ぐための支援員による相談支援や、地域住民等の交流の場の確保、配食サービス等の提供を行う。



地域サポートセンター（山元町提供）

(7) 復興特区

宮城県の提案

「(仮称)東日本復興特区」の創設 (平成23年5月29日東日本大震災復興構想会議で提案)

- 1 復興まちづくり推進 (特区)
- 2 民間投資促進 (特区)
- 3 水産業復興 (特区)
- 4 農業・農村モデル創出 (特区)
- 5 交流ネットワーク復興・強化 (特区)
- 6 クリーンエネルギー活用促進 (特区)
- 7 医療・福祉復興 (特区)
- 8 教育復興 (特区)

「復興への提言」 (平成23年6月25日)
「東日本大震災からの復興の基本方針」
(平成23年7月29日)

「東日本大震災復興特別区域法案」
閣議決定 (平成23年10月28日)

「宮城県復興特別区域制度活用連絡調整会議」の設置 (平成23年11月1日設置)

復興特別区域制度推進に係る県・市町村の適切な役割分担・緊密な連携を図ることを目的として、「宮城県復興特別区域制度活用連絡調整会議」を設置し、県と市町村で情報共有及び意見交換を行う。

4 今後の課題

被災された方々への生活支援

健康支援、地域コミュニティ構築、医療機能の回復 など

応急仮設住宅等に居住されている方々の生活が少しでも被災前の生活に近づくよう、地域における見守り、生活や健康に関する相談、地域交流サロン等によるコミュニティの構築・維持のほか、仮設診療所等の設置や訪問による健康状態の把握、心のケアなどの支援を行っていく。

東京電力福島第一原子力発電所事故対策

健康への影響、農林水産物への影響、風評被害 など

原発事故による放射能問題は、農林水産物の生産者のみならず、小売業者や消費者へ深刻な影響を及ぼしている。県内産業界や消費者団体、市町村等と情報の共有を図りながら対策を検討し、きめ細かに対応していく。

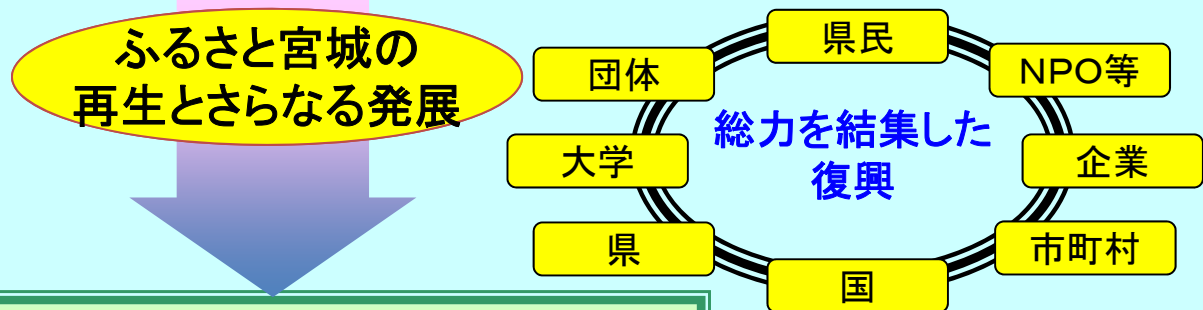
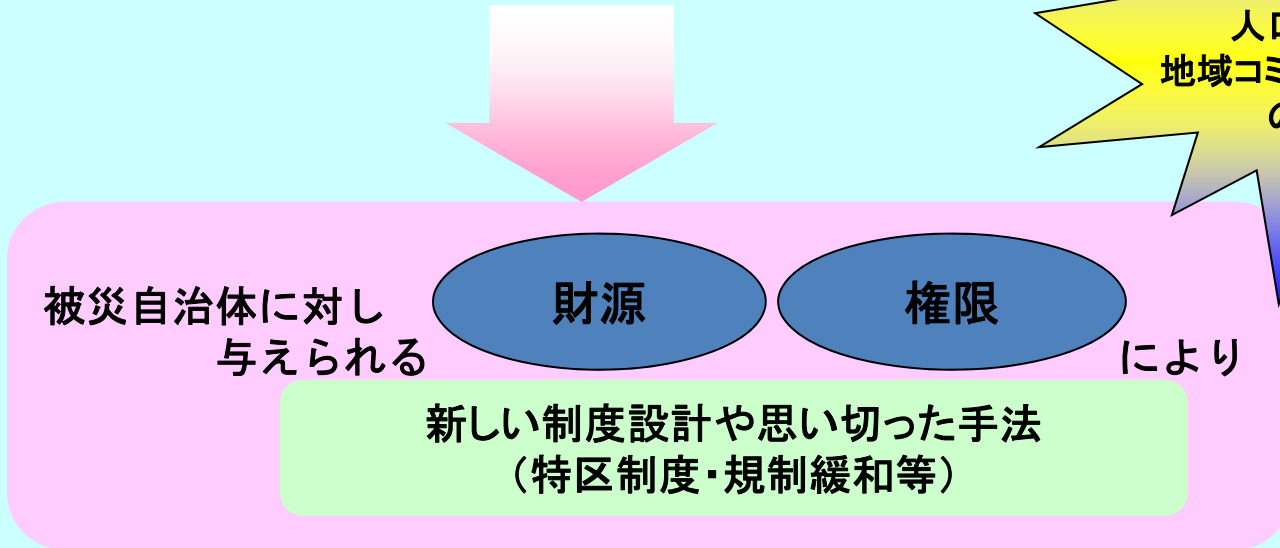
民間投資促進による雇用創出

被災した中小企業の再建、雇用の喪失、新産業の集積 など

被災した企業や壊滅的な被害を受けた農林水産業の早期復興、ものづくり産業のさらなる集積やクリーンエネルギーなどの次代を担う新産業の育成にあたって、復興特区制度を最大限活用して民間投資を積極的に呼び込み、被災された方々の働く場をつくっていく。

復旧・復興には、
着実に、地域の実情に応じて柔軟に、
そして、スピーディに対応していくことが求められる。

復興が遅れると・・・
人口の流出や
地域コミュニティの崩壊
の危険性



東北の復興で 日本経済の再生を！



国内外からの温かい御支援のもと、復興に向けて歩みはじめたところです。

みやぎの再生とさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き御支援・御協力をよろしく申し上げます。